

農福連携マニュアル

始めてみよう！農福連携



農福連携とは

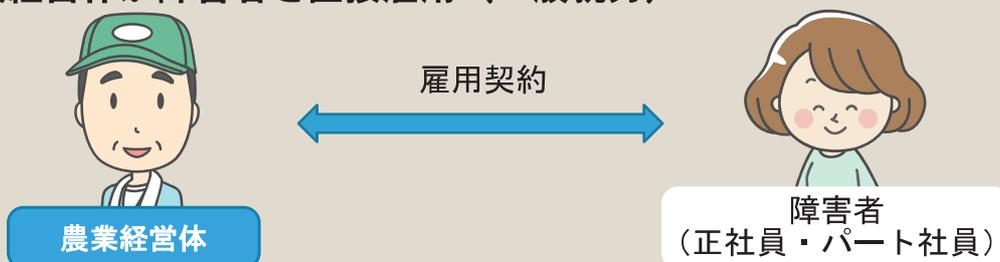
農福連携とは、農業者や農業法人等の農業分野と社会福祉法人やNPO法人等の福祉分野が連携して「農業・農村における課題」と「福祉（障害者等）における課題」、双方の課題を解決していく取組です。

農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保や農業経営の発展につながることを期待されます。

農福連携の取組形態

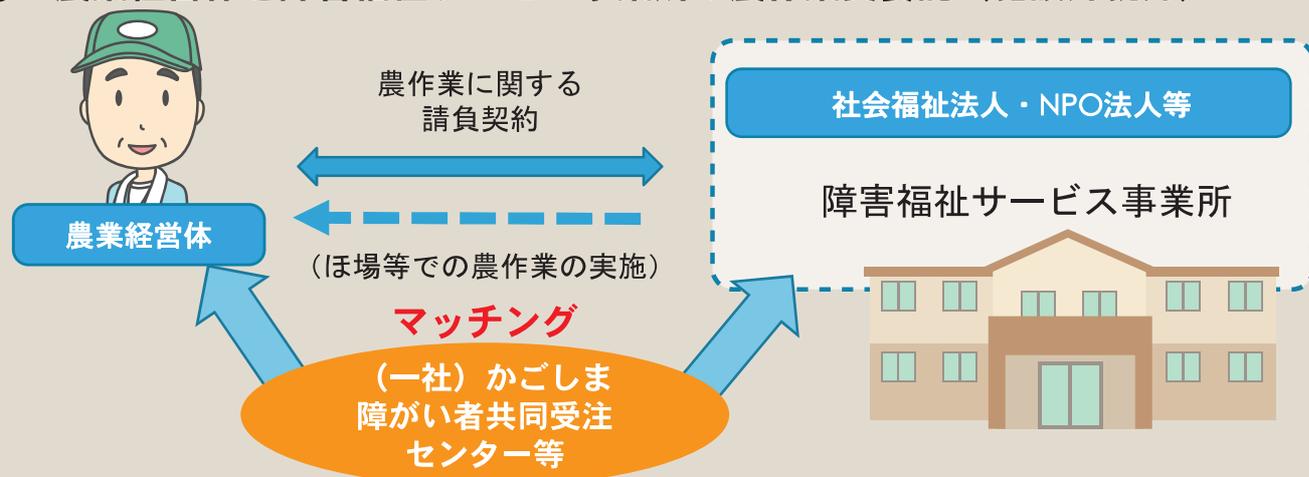
農福連携の取組には大きく4つの形態があります。

① 農業経営体が障害者を直接雇用（一般就労）



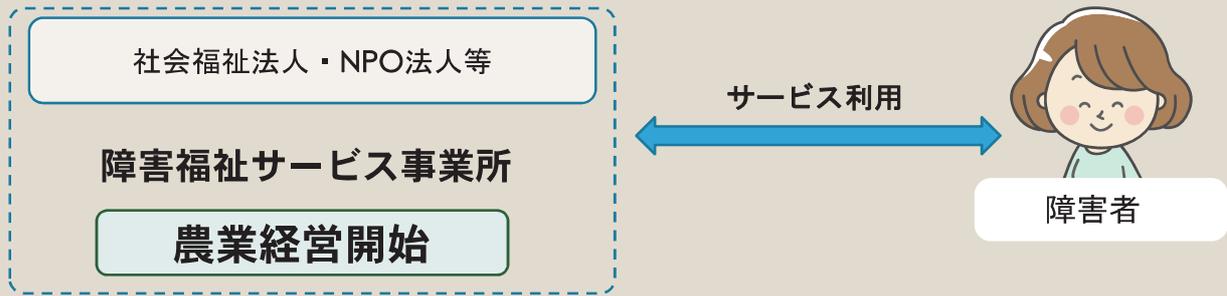
- 農業経営体が、社員として障害者を直接雇用します。
- ハローワークには、障害者の職業紹介のための専門窓口が設けられており、障害者を対象とした求人の作成支援や各種助成金の案内などを実施しています。

② 農業経営体と障害福祉サービス事業所の農作業受委託（施設外就労）



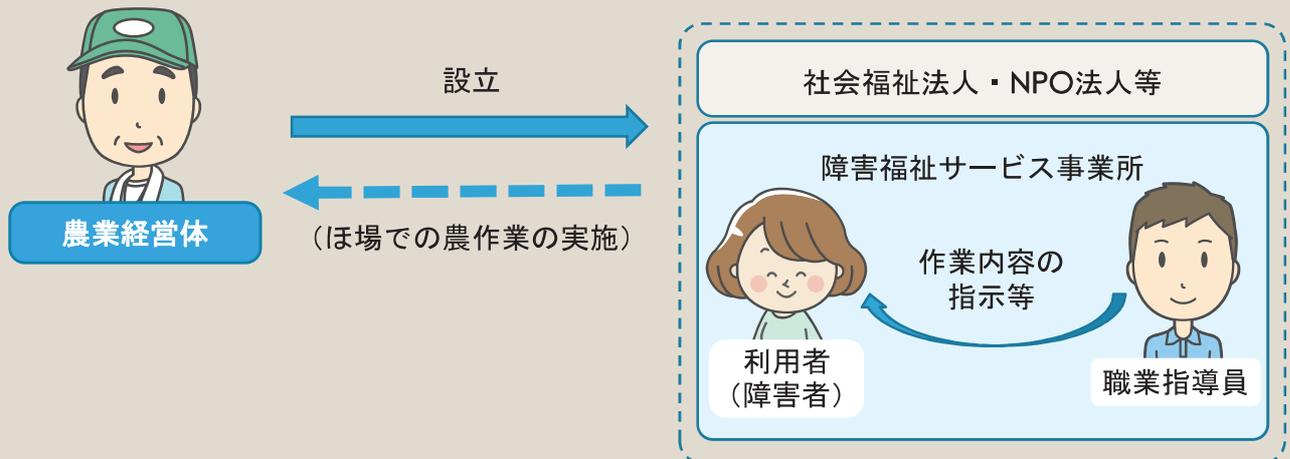
- 障害福祉サービス事業所が農業経営体と農作業の請負契約を締結し、農業経営体のほ場等に通って農作業を実施するものです。
- 障害者には、事業所の支援スタッフ（職業指導員）が同行し、障害者への作業指示等を行います。
- 県の共同受注窓口（一般社団法人かがしま障がい者共同受注センター）を通じて、農業経営体の委託希望作業と受託可能な障害福祉サービス事業所とのマッチング支援も可能です。

③ 障害福祉サービス事業所の農業参入



- 平成21年12月の農地法改正に伴い、一般法人でも農地が借りられるようになり、農業に参入する社会福祉法人等は増加しています。
- 農地の所有については、農地所有適格法人としての要件を満たす必要があります。また、農地の借入においても必要な条件があるので、参入形態については総合的に判断しましょう。

④ 農業経営体が自ら障害福祉サービス事業所を設立



- 農業経営体が、別途、社会福祉法人やNPO法人等を設立し、その法人が、障害福祉サービス事業所を運営します。

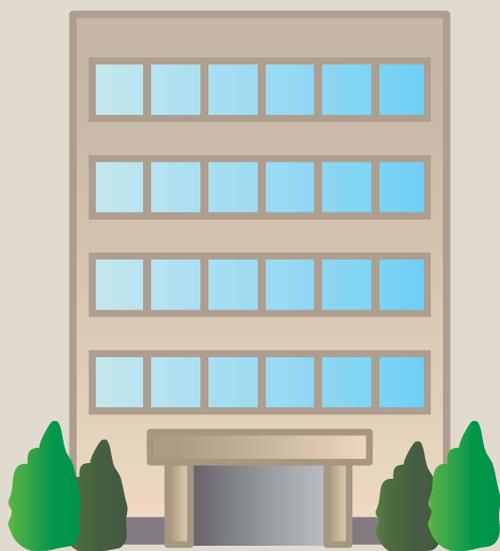


農福連携に取り組む 障害福祉サービス事業所の種類

障害福祉サービス事業所の中には、障害を持つ方々に就労する機会を提供し、自立した社会生活を送るための支援を行う事業所があります。

農福連携に取り組む障害福祉サービス事業所には、主に就労継続支援A型とB型の2つの種類があります。

名称	対象者及び内容	工賃 (賃金)
就労継続 支援A型	通常の事業所に就職・雇用されるのが困難な障害者のうち、 <u>雇用契約に基づく就労が可能である者</u> に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。	利用者には賃金を支給する。 (最低賃金以上)
就労継続 支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、 <u>雇用契約に基づく就労が困難である者</u> に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。	利用者には工賃を支給する。



主な障害の種類について

障害の程度や種類によって、農業分野での適性や必要な支援は異なります。まずは、どのような障害があり、どのような配慮、サポートが必要なのか理解することから始めてみましょう。

○身体障害

視覚障害、聴覚・言語障害、四肢不自由（麻痺、切断など）、内部障害（心疾患、腎臓疾患、呼吸疾患など）などがある人。

○知的障害

知的機能の障害が概ね18歳までにあらわれ、日常生活に支障を生じているため、知的な発達に遅れがあり、意思交換や日常的な事柄が苦手なために援助が必要な人。

○精神障害

統合失調症、そううつ病（気分障害）などの精神疾患がある人。アルコール依存症なども含まれます。

また、精神疾患ではありませんが、てんかんのある人も精神障害者として取り扱われます。

出典：はじめての障害者雇用～事業主のためのQ&A～（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構）
一部加工して作成

障害者とのコミュニケーションのポイント



・相手の目線に立って対応しましょう

相手の目線に立って思いやりを持って接することが大切です。相手の気持ちに寄り添う姿勢が信頼関係を築きます。

・感情的に叱ったり急かしたりしないようにしましょう

感情的に叱りつけることで、それ以降のコミュニケーションが取れなくなったり、その作業ができなくなったりすることがあります。急かすことも同様です。

・無理せず、困ったときは施設の職員へ

施設外就労では、利用者と一緒に施設職員も同行するため、福祉的な支援や作業のやり取りなどは連携して行いましょう。

障害者が働きやすい環境づくりのポイント

ルールの明示

危険の回避等の仕事に関する注意事項や職場生活に関する決まり事等、就労する上で守らなくてはならないルールを明文化し、全員が見ることができるように掲示しましょう。

一つのことに集中すると他への注意が不足したり、注意を受けると過度に緊張してしまう場合があるから、あらかじめ守るべき注意事項などは目につく場所に掲示しておけばいいね！



障害特性の把握と情報の共有

障害の種類、程度や症状は一人ひとり異なり、配慮が必要な内容もそれぞれ違います。障害者就労を受け入れる際にはどのような配慮が必要なのか確認し、職場で共有しましょう。



障害者の障害特性等に関する情報は個人情報にあたるので、情報共有の際には、情報の取り扱いに注意しましょう！

作業の視覚化 (言葉によらない指示)

農作業の中には果菜類の収穫作業など大きさやタイミングをよく理解しながら進めることを必要とする作業が多くあります。その際、指示があいまいであると、結果的に指示とは違った作業をしてしまう場合があります。あいまいな指示をさける方法として、農福連携の現場では、指示をホワイトボード等に記入して伝える、作業手順を図に示す、色見本やスケールを作成するなどの方法を実践しています。



その日に行う作業などが黒板やホワイトボードなどに書かれていると分かりやすいよね。

理解のあいまいさをなくすことで、正確かつ効率的に作業を進めることができるよね。



工夫事例：作業の改善点をイラストで伝える（写真提供：農土家園（霧島市））

職場の環境整備

トイレや休憩スペースの確保，ほ場や作業場の整理整頓，段差の解消などに取り組み，障害者だけでなく誰もが働きやすい，安全で快適な職場環境をつくりましょう。

働く場所で，トイレの確保は重要だね！
近隣で使用できる場所を確保したり，簡易トイレを設置したりして働きやすい環境を整えよう。



作業器具の工夫

作業器具に工夫を加えることで，障害者による作業の幅を広げることができます。例えば，セルトレイへの播種作業の際に，土に一定の深さの穴を開けるため，棒にビニールテープで目印をつけた目安棒も工夫の一つです。



さつまいもの定植の際に差し込みの角度と深さを矯正する道具※¹



目安に合わせて切ることでらっきょうを規格通りの長さに調整できる※²



見本に合わせた選果



↑この色のものを収穫しましょう

カラーチャートの例



適正な重さに目印を付けたばかり



マークした位置への定植

【写真提供：※¹ 農土家園（霧島市），※² 永田喜一氏（薩摩川内市）】

出典：「農業分野における障害者就労マニュアル」（農林水産省，（独）農業・食品産業技術総合研究機構他）
（<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/pamphlet.html>），加工して作成

農作業の「分解」と「分析」

農作業の分解

障害者と共に働く際によく使われる方法の一つに、作業の「分解（切り出し）」があります。

通常、農業者が意識せずの一連の工程として行っている農作業を、一つ一つの単純な作業に細かく分解し、作業の最小単位を作ります。

その中で、障害者ができる作業を担ってもらうことを「作業割り当て」といいます。

(例) 育苗トレイへの播種作業の分解

①育苗トレイを洗浄する	⑤播種穴を開ける
②育苗トレイに床土を入れる	⑥播種器で播種する
③育苗トレイを床に並べる	⑦覆土する
④育苗トレイにかん水する	⑧育苗トレイを運ぶ

作業者の能力に応じて工程数を増やしたり、減らしたりといった調整ができます。

工程数が多くなると、工程を飛ばす、順序を間違えるといったミスをしてしまうことがあるので、初めは工程数が少ない作業や平易な作業から提供し、成功体験を積み上げていくようにしましょう。

農作業の分析※

農作業分解により細分化した作業を、作業中の動作や求められる身体の器用さ（巧緻性）、注意配分、危険性などの視点から客観的に捉えることを農作業の分析といいます。

兵庫県立大学大学院豊田正博教授らが開発した「淡路式農作業分析表（P8,9）」による農作業分析と難易評価法は、農福連携の専門人材を育成する「農福連携技術支援者育成研修（農林水産省主催）」のカリキュラムに取り入れられており、農福連携の現場で広く実践されています。

農作業分析により、作業の各工程の難易度や作業性等を客観的に評価することができ、障害者の能力に見合った作業のマッチングがしやすくなります。

農作業分析の詳細については、「2022年改訂版農福連携人と作業のマッチング・ハンドブック（豊田正博, 2022, ひょうご農林機構）」（農林水産省Webサイト：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/seminars.html>よりダウンロード可能）を参考にしてください。

※引用文献：豊田正博・金子みどり・横田優子・浅井志穂・礼埜高志・城山 豊. 2016.知的障害者就労支援における農作業分析と難易評価法の開発. 人間・植物関係学誌.15(2)：1-10.

淡路式農作業分析表 記入者氏名()

基本情報 (1)	実施日	年 月 日 時刻 : ~ :	
	実施施設	名称	
		住所	都道府県 市町村
		作業環境	屋外: 水田 畑 花壇 他() 屋内: 作業場 温室 ビニルハウス 他()

基本情報 (2)	作業名	黒豆の収穫(トラックへの枝の積み込み、荷下ろし)					
	作業概略	刈り取った黒豆の枝の天地をそろえてトラックに積み込み⇒荷下ろし					
調査項目	道具・機械・資材	1 無	2 有()				
	1	パターン化	1 している	2 していない (パターン化可能 パターン化困難 不明)			
	2	必要な動作 (複数可)	つまむ にぎる 持つ 放す 置く さす 折る・曲げる 入れる 出す 引く 押す たたく 打つ 回す 振る 切る 刈る 結ぶ ほどく しぼる 前屈 ひねる 伸ばす 広げる 振る ならす 耕す 歩行(前・横・後) 運ぶ 登る 降りる 積む 下ろす 書く 他()				
	3	作業姿勢 (複数可)	立位 座位(いす) 座位(しゃがむ) 膝立ち(両膝・片膝) 四つ這い ひねり(回旋位) 中腰 前屈位 他()				
	4	作業負担度 ^a	1 立位・座位 膝が床面についた 姿勢も含む	4 膝を軽く曲げ上体を軽く前屈(0~30度)	5 膝を伸ばした中腰で上体を前屈/しゃがんだ姿勢(かかがついている)/膝を伸ばし上体を軽く前屈(30~45度)	6 膝を伸ばした中腰で上体を深く前屈/膝を曲げた中腰で上体を前屈(45~90度)	10 膝を深く曲げた中腰で上体を前屈(かかとは浮いている)
	5	両手の使用 ^b	1 利き手のみ使用する作業	2 片手でも可能だが両手を用いたほうが効率がよい作業	3 両手を使い一連の動作や左右対称の動作を行う作業	4 両手を使い左右で異なる動作が必要だが、利き手でない方は単純な動作となる作業	5 両手を使い左右で異なる動作が必要かつ利き手でない手にも複雑な動作が必要な作業
	6	巧緻性 ^c 例	1 握る・つかむ・押さえるなど手や指の力加減はあまり問題にならない作業	2 手や指の力加減が少し必要/道具を使って比較的単純に切る・刈る・振る・ならす・耕すなどを行う作業	3 植物の茎葉や花などを傷めることなく扱えるような手や指の動きや力加減が必要	4 作業する植物部位に合わせて姿勢を変えながらの作業が必要/周囲の植物を傷めないような上肢や下肢の動作が必要/傷みやすい部位を傷つけない細かな手指の動きが必要/竝立てのように上手な道具の扱いが必要	5 歩行・移動など動きのある動作を伴ったり、姿勢のバランスをとったりしながら上下肢、手指を使う、あるいは道具・機械を使う作業
			タマネギ収穫(畑のタマネギを手でつかみコンテナに入れる)/草引き(手作業)	中・大粒たねまき/ハサミを使うタマネギ(葉・根)の調製/ジャガイモ(種芋)定植/葉菜類・根菜類の収穫/表皮が硬い果実の収穫/カマを使った除草/肥料まき/庭や畑でのホース/ズルかん水/畑の耕うん/支柱立て	小粒以下のたねまき/間引き/花・野菜苗の移植・定植/表皮が柔らかい果実の収穫/さし芽/株分け/鉢物かん水(ホース/ズル・じょうろ・水さし)/紐結び	スイカ受粉/カーネーション芽かき/果樹袋かけ/生垣剪定/竝立て	噴霧器による農業散布/脚立を使った果樹の袋掛け/収穫・剪定/刈払い機を使った草刈/キャベツ傷み部切除/チェーンソー/歩行型トラクタ(耕うん機)の操作
	7	作業中のおもな注意の対象 ^d (植物・道具・右手・左手など複数記載可)					
	8	最多注意配分 ^e			最多注意配分が必要な時の注意の対象となるもの		
	9	危険度 ^f	1 安全	2 ほぼ安全	3 やや危険	4 危険	5 きわめて危険
		説明	通常危険は予想されない	簡易な手当てで治療可能な程度の危険(切り傷、打ち身、捻挫など)が伴う	受診が必要な怪我も起こりうる作業	安全に行うには常に複数の注意配分を要するが、受診が必要な怪我も起こりうる	安全に行うには常に複数の注意配分を要し、生命に関わるような危険が伴う
		例	播種/苗の定植	ハサミ・カッター・ハンマーの使用/重いコンテナの運搬	ハクサイ収穫(包丁使用)/生垣剪定(刈込ハサミ使用)	刈払機を使った草刈/歩行型トラクタ(耕うん機)の使用	高木果樹の剪定(高い脚立使用)
10	作業形態 ^g	1 単独作業	2 並行作業(名)	3 共同作業(名)	他		
11	工程数 ^h	工程概略					
12	条件数 ⁱ	条件					
検討項目	13	リスク管理として注意すべきこと					
	14	正確に作業を行うためのポイント					
	15	作業速度を上げるためのポイント					

a: 出典 長町三生、1995、作業姿勢区分ごとの評価、「安全管理の人間工学」より、作業中に姿勢が変わる場合は、もっとも頻繁にとる姿勢で評価する。
 b: 主たる工程における手の使用状況(最大数)を評価する。 c: 主たる工程の巧緻性を評価し、評価点が複数になる場合は高い点を選択する。 d: 作業工程全般において注意の対象となるものをすべて記入する。 e: 主たる工程のうち、最多の注意配分数を記入。 f: 本人への危険だけでなく、周囲の人への危険も考慮して評価する。 g: 並行作業とは、単独の作業だが複数の人が同じ場所で同じ作業を行うものをいう。共同作業とは、一つの作業を複数の人で行うものをいう。例えば、サツマイモのつ切りは、つるを持ち上げる人と切る人の2名の共同作業となる。 h: 例 レタスセル苗の定植の場合「①マルチの植付け場所を確認する(ここでは穴1つおきに植えとす)」「②指で植穴をあける」「③苗をトレイからとる」「④苗を穴に置く」「⑤土を寄せる」「⑥鎮圧する」「⑦移動する」の7工程となる。 i: 作業中覚えていて適宜必要な行動をとる条件の数。例1: 畑のタマネギを拾いコンテナに入れる作業では、傷んでいないものをコンテナに入れるという条件に加えて、傷んでいるものは別の容器に入れるという条件がある場合、条件数は2となる。例2: サイズ分けをしていないタマネギの入ったコンテナからタマネギを一つ取り出してサイズ分けをする作業で、(条件)Lサイズは右、Mサイズは中央、Sサイズは左のコンテナに入れる場合、条件数は3となる。

- 農福連携の現場で資料を使用する際は、複写してご利用ください。
- 淡路式農作業分析表は、A3版での利用をお勧めします。

淡路式農作業分析表

記入者氏名()

基本情報 (1)	実施日	年	月	日	時刻	~	:	~	:	
	実施施設	名称								
		住所	都道府県		市町村					
作業環境		屋外: 水田()畑()花壇()他()			屋内: 作業場()温室()ビニルハウス()他()					

基本情報 (2)	作業名	ナス収穫・ピーマン収穫									
	作業概略	収穫できるナス/ピーマンを見つけて収穫し、コンテナに入れる									
調査項目	道具・機械・資材	1 無		2 有 摘果バサミ							
	1	パターン化	1 している			2 していない (パターン化可能 パターン化困難 不明)					
	2	必要な動作 (複数可)	つまむ()にぎる()持つ()放す()置く()さす()折る()曲げる()入れる()出す()引く()押す()たたく()打つ()回す()振る()切る()刈る()結ぶ()ほく()しぼる() 前屈()ひねる()伸ばす()広げる()掘る()ならす()耕す()歩行(前横・後) ()運ぶ()登る()降りる()積む()下ろす()書く()他()								
	3	作業姿勢 (複数可)	立位() 座位(いす) () 座位(しゃがむ) () 膝立ち(両膝・片膝) () 四つ這い () ひねり(回旋位) () 中腰() 前屈位 () 他()								
	4	作業負担度	1 立位・座位 膝が床面についた 姿勢も含む		4 膝を軽く曲げ上体を軽く前屈 (0~30度)		5 膝を伸ばした中腰で上体を 前屈/しゃがんだ姿勢(か かどがついている)/膝を伸 ばし上体を軽く前屈(30~45 度)		6 膝を伸ばした中腰で上体を 深く前屈/膝を曲げた中腰 で上体を前屈(45~90度)		10 膝を深く曲げた中腰で上体を 前屈(かかととは浮いている)
	5	両手の使用	1 利き手のみ使用する作業		2 片手でも可能だが両手を用 いたほうが効率が良い作業		3 両手を使い一連の動作や左 右対称の動作を行う作業		4 両手を使い左右で異なる動 作が必要だが、利き手でな い方は単純な動作となる作 業		5 両手を使い左右で異なる動作 が必要かつ利き手でない手 にも複雑な動作が必要な作業
	6	巧緻性	1 握る・つまむ・押さえるなど 手や指の力加減はあまり問 題にならない作業		2 手や指の力加減が少し必要 /道具を使って比較的単純 に切る・刈る・掘る・ならす・ 耕すなどを行う作業		3 植物の茎葉や花などを傷め ることなく扱えるような手や 指の動きや力加減が必要		4 作業する植物部位に合わせ て姿勢を変えながらの作業 が必要/周囲の植物を傷め ないような上肢や下肢の動 作が必要/傷みやすい部位 を傷つけない細かな手指の 動きが必要/臥立てのよう に上手な道具の扱いが必要		5 歩行・移動など動きのある動 作を伴ったり、姿勢のバラ ンスをとったりしながら上下肢、 手指を使う、あるいは道具・機 械を使う作業
		例	タマネギ収穫(畑のタマネギ を手でつかみコンテナに入 れる)/草引き(手作業)		中・大粒たねまき/ハサミを 使うタマネギ(葉・根)の調製 /ジャガイモ(種芋)定植/葉 菜類・根菜類の収穫/表皮 が硬い果実の収穫/カマを 使った除草/肥料まき/庭 や畑でのホースノズルかん 水/畑の耕うん/支柱立て		小粒以下のたねまき/間引 き/花・野菜苗の移植・定植 /表皮が柔らかい果実の収 穫/さし芽/株分け/鉢物か ん水(ホースノズル・じょうろ ・水さし)/紐結び		スイカ受粉/カーネーション 芽かき/果樹袋かけ/生垣 剪定/臥立		噴霧器による農薬散布/脚立 を使った果樹の袋掛け・収穫 /剪定/刈払い機を使った草刈 /キャベツ傷み部切除/ チェーンソー/歩行型トラクタ (耕うん機)の操作
	7	作業中のおもな注意の対象 (植物・道具・右手・左手など複数記載可)	収穫する果実(果梗・かこう) 周囲の茎葉 ハサミの先								
	8	最多注意配分	3			最多注意配分が必要な時の 注意の対象となるもの			収穫する果実(果梗) 周囲の茎葉 ハサミの先		
	9	危険度	1 安全		2 ほぼ安全		3 やや危険		4 危険		5 きわめて危険
		説明	通常危険は予想されない		簡易な手当てで治療可能な程 度の危険(切り傷、打ち身、 捻挫など)が伴う		受診が必要な怪我も起こりう る作業		安全に行うには常に複数の 注意配分を要するが、受診 が必要な怪我も起こりう る		安全に行うには常に複数の注 意配分を要し、生命に関わる ような危険が伴う
		例	播種/苗の定植		ハサミ・カッター・ハンマーの 使用/重いコンテナの運搬		ハクサイ収穫(包丁使用)/ 生垣剪定(刈込バサミ使用)		刈払機を使った草刈/歩行 型トラクタ(耕うん機)の使用		高木果樹の剪定(高い脚立使 用)
10	作業形態	1 単独作業		2 並行作業 (名)		3 共同作業 (名)		他			
11	工程数	ナス・ピーマン 5		工程概略 収穫する果実を見つける→ハサミで切る→果梗部を切り戻す→果実を横にして収穫用コンテナに並べる →隣の株に移動する							
12	条件数	2		条件 別途、選別作業を行う場合はなし その場で分ける場合・傷んでいないものを収穫する・傷んでいるものはコンテナに分ける							
検討項目	13	リスク管理として注意すべきこと		・雨後は通路が滑り易いのでゆっくり歩くことを伝える ・晴天時は熱中症予防のため、帽子をかぶり、給水休憩を適宜取る							
	14	正確に作業を行うためのポイント		・ナス 収穫すべき果実の色づき具合、大きさを確実に覚えさせるため、収穫可と不可の果実を数個ずつ混ぜておき、 分別させることを繰り返してから収穫作業を始めてもよい ・ピーマンの場合は、収穫する大きさの目安を、使用するハサミの柄、刃などを基準にして教えることよい。指や手の 長さを基準にすると、男女で差が生じることがある ・下から上に収穫できる果実を見落とすこと、収穫過期の状態を覚えるまでは何度も報告させて確認する 始めのうちは、1本終えたら報告、次は2本、3本と、本数を増やしながらその都度報告させる。 見落としがある場合、見落とすしやすい場所や探し方の癖を教える例:「株の裏側も確認する」、「見るところから 取らずに株の下から、ゆっくり上に向かって見ていく」、「大きな葉に隠れているところは、葉をめくって確かめる」 ・収穫できる果実の見本や色が悪い見本を利用者一人ひとりに持たせる(ビジュアル化) ・作業を任せただけでも、一定の作業を終えたら、指導者と確認して、取り残しがないか数える。「次からは、取り残 しの数を〇個より少なくてください」といった具体的な指示を出す。 活動の終わりには、取り残しが減っていたらほめて終わる。減らない場合は、次回も同じように根気強く指導する。							
	15	作業速度を上げるためのポイント		・2人の場合、向かい合わせになり、お互いが通路側の果実を取り、取り終えたら互いに取り残しの有無を確認する ・何回か収穫すれば、どの株も収穫できる果実がある位置は似ていること、収穫を終えた下部は果実の有無を確認 する必要があることを伝える ・取り残しを〇にして、再度確認する時間を取らなくて済むことも作業速度をあげることにつながる							

a: 出典 長町三生, 1995. 作業姿勢区分ごとの評価. 「安全管理の人間工学」より. 作業中に姿勢が変わる場合は、もっとも頻繁にとる姿勢で評価する。
 b: 主たる工程における手の使用状況(最大数)を評価する。 c: 主たる工程の巧緻性を評価し、評価点が複数になる場合は高い点を選択する。 d: 作業工程全般において注意の対象となるものをすべて記入する。 e: 主たる工程のうち、最多の注意配分数を記入。 f: 本人への危険だけでなく、周囲の人への危険も考慮して評価する。 g: 並行作業とは、単独の作業だが複数の人が同じ場所でも同じ作業を行うものをいう。共同作業とは、一つの作業を複数の人で行うものをいう。例えば、サツマイモのつる切りは、つるを持ち上げる人と切る人の2名の共同作業となる。 h: 例 レタスセル苗の定植の場合「①マルチの植付け場所を確認する(ここでは穴1つおきに植えるとする)」「②指で植穴をあける」「③苗をトレイからとる」「④苗を穴に置く」「⑤土を寄せる」「⑥鎮圧する」「⑦移動する」の7工程となる。 i: 作業中覚えていて適宜必要な行動をとる条件の数。例1: 畑のタマネギを拾いコンテナに入れる作業では、傷んでいないものをコンテナに入れるという条件に加えて、傷んでいるものは別の容器に入れるという条件がある場合、条件数は2となる。例2: サイズ分けをしていないタマネギの入ったコンテナからタマネギを一つ取り出してサイズ分けをする作業で、(条件)Lサイズは右、Mサイズは中央、Sサイズは左のコンテナに入れる場合、条件数は3となる。

農福連携マッチングの基礎知識

農作業を請け負ってもらえる障害福祉サービス事業所を見つけるには、共同受注窓口を利用する方法があります。

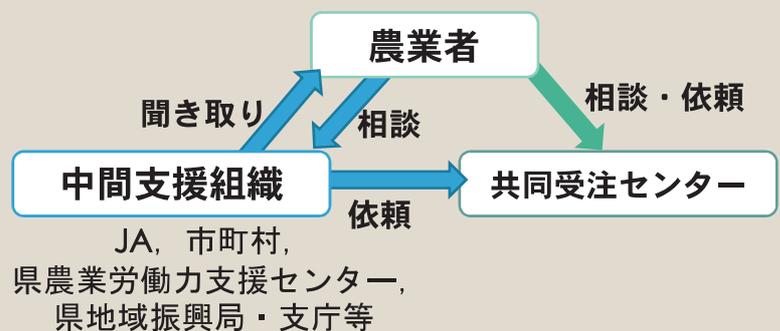
一般社団法人かごしま障がい者共同受注センターについて

鹿児島県における障害福祉サービス事業所の共同受注窓口として、施設製品の普及を促進し、受注及び販路の拡大、また農福連携を推進することにより、障害者の就労支援や雇用の促進・工賃向上を目指しています。共同受注センターには農福連携推進専門員（農福連携コーディネーター）がおり、障害福祉サービス事業所と農業者等とのマッチング支援等を行っています。

農福連携マッチングの流れ

1 相談・ニーズ調査

農作業を委託したい時、まずはJA等支援機関に相談しましょう。共同受注センターに直接相談することもできますが、その際は、あらかじめ、依頼したい作業内容・作業量・必要とする人数などについて、整理する必要があります。

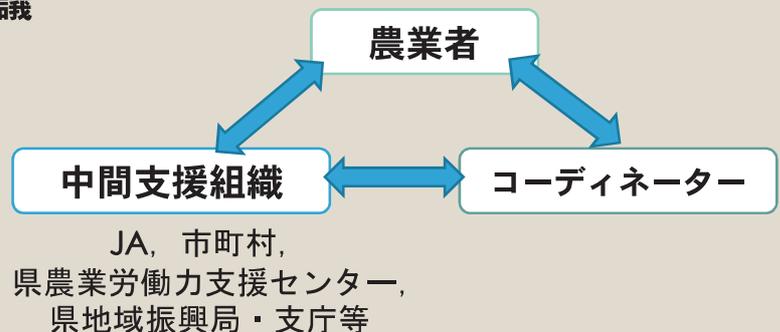


2 作業内容の確認、請負条件の協議

共同受注センターのコーディネーターと農作業の分解・分析や見える化により、障害者が対応可能な作業内容を検討します。

また、農業者、障害福祉サービス事業所双方の納得のいく報酬金額を設定します。

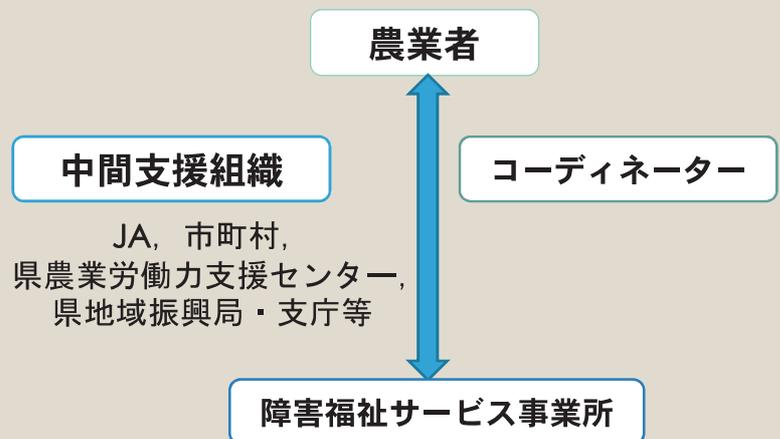
請負報酬の設定については、P11を参考にしてください。



3 請負契約の締結、作業開始

扱う作物、作業内容、作業期間、作業時間、作業人数、請負報酬、支払い方法、任意保険、その他留意事項を決定し、契約書（P13）や農作業依頼予定シート（P14）といった形で書面に残します。任意保険の加入者は、福祉施設側となるのが通常ですので、農業者は保険料を支払う必要はありません。

農業者は、障害福祉サービス事業所が、請け負ってもらった農作業を円滑に実施できるよう、日々の栽培管理やほ場管理に十分な配慮をしましょう。



出典：「はじめよう農福連携—スタートアップマニュアル—」（農林水産省・厚生労働省），加工して作成
(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/pamphlet.html>)

請負報酬の設定について

出来高払いと時間単価による支払いがあり、そのどちらにするかは、作業内容を踏まえ、農業者、障害福祉サービス事業所、コーディネーター等との話し合いで決めることとなります。

	方法	内容・例	特徴
1	出来高払い ※農林水産省推奨	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○作業工程ごとに、作業の完成に応じた支払単価を設定する。 【例】 （北海道，山形県の事例） ○ピーマン 1株の定植につき15円 ○トマト 1kgの収穫につき12円 ○トマト パック詰め作業 1パックにつき10円 ○ハウス1棟の清掃につき1,000円 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○作業の完成に応じた支払いのため、作業速度等、作業能力が異なる障害者が同時に作業を行うことができる。 ○作業の完成に応じた支払いのため、作業に要した時間の長短に関わらず、料金は同じであり、「2時間単価」による支払いと比べて農業者の不安感が少ない。 【配慮事項】 ○作業の正確性を金額に反映するのが難しい。 ○特に、就労継続支援A型事業所から利用者を受け入れる際には、事業所が利用者に最低賃金を支払うに足る請負報酬となるよう、就労時間や金額などの調整が必要。
2	時間単価による支払い （作業工程に着目）	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○作業工程ごとに、作業時間に応じた支払い単価を設定する。 【例】 （北海道，山形県の事例） ○イチゴの収穫 1時間につき500円 ○コマツナのクリーニング1時間につき460円 ○水稻苗運び苗箱洗浄 1時間につき500円 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般的に、時給のほうがイメージしやすく、支払い単価を設定しやすい。特に、作業請負の経験が少ない場合は、イメージしやすい。 【配慮事項】 ○作業速度等、作業能力が異なる障害者が同時に作業する際に、公平性に欠ける。 ○特に、就労継続支援A型事業所から利用者を受け入れる際には、事業所が利用者に最低賃金を支払うに足る請負報酬となるよう、金額の調整が必要。

出典：「はじめよう農福連携—スタートアップマニュアル—」（農林水産省・厚生労働省）
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/pamphlet.html>

請負報酬の設定について

	方法	内容・例	特徴
3	時間単価による支払い (一人あたりに着目)	<p>【内容】</p> <p>○障害者ごとに時間単価を設定する。</p> <p>【例】</p> <p>○Aさんには、1時間働けば500円</p> <p>○Bさんには、1時間働けば800円</p>	<p>【メリット】</p> <p>○作業が異なっても金額が同一であるため、多品目を生産するなど、様々な種類の作業がある農業者にとっては請負報酬を計算しやすく、安心して依頼しやすい。</p> <p>○その都度出てくるような作業に対しては適用しやすい。</p> <p>○金額が明確であるため、事業所が利用者に最低賃金を支払うに足りる請負報酬を確保しやすい。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○作業能力に応じて、請負報酬の差を設けることになるため、作業能力の適切な評価が不可欠。</p>
4	時間単価による支払い (複数人に着目)	<p>【内容】</p> <p>○複数の障害者に対して1人分の最低賃金相当額の時間単価を設定する。</p> <p>【例】</p> <p>○AさんとBさんの2名が1時間働けば、合わせて1,072円（東京都の場合）</p>	<p>【メリット】</p> <p>○障害程度が重いが、ペアを組むことで作業可能となる障害者も、作業に従事することができる。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○作業能力に応じて、請負報酬の差を設けることになるため、作業能力の適切な評価が不可欠。</p> <p>○障害者1人あたりでは最低賃金相当額を下回る請負報酬額となるため、利用者に支払われる賃金／工賃が少なくなりかねない。</p>

注：「1.出来高払い」における支払い単価の設定について

STEP 1

障害福祉サービス事業所に依頼したい作業について、健常者ベースで時間あたりの仕事量を測定。

(例：調理用トマトの1時間当たりの収穫量を測定したところ、60kgだった)

STEP 2

測定した仕事量を基に、最低賃金をクリアするように、収穫量1kg当たりの報酬単価を設定。

(例：調理用トマトの収穫は、作業単価を18円/kgと設定すれば、60kg×18円＝1,080円/時間と最低賃金をクリアできるようになる)

契約書（例）

印紙税法に
定められた
収入印紙

請負契約書

注文者（以下「甲」という。）及び請負人（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づき、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙に対し、別表に記載する農作業を発注し、乙はこれを請け負い、善良なる管理者の注意義務をもって農作業を実施するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。但し、天候不順等の乙の責めのない理由で契約期間内に業務を完成できない場合は、甲乙の協議により変更できるものとする。

（請負報酬の額及び支払方法）

第3条 甲は、別表に記載された農作業に対して、完了した作業の単位ごとに算出された請負報酬を乙に支払う。

2 甲は、作業を完了した日の属する月の翌月末までに、乙の指定する方法により、請負報酬を支払うものとする。

（費用の支払い）

第4条 請負業務の実施にあたり費用を必要とする場合は、甲乙協議し、当該費用の負担者及びその支払方法を決定する。

（実施報告）

第5条 乙は、農作業請負を実施するとき及び完了したときは、その都度速やかに甲に通知するものとする。

（責任の所在）

第6条 乙及び乙の利用者の作業中又は休憩中等に事故が発生した場合は、甲の故意又は過失による場合を除き、甲は、当該事故につきその責めを負わない。

第7条 請負業務の完成についての法律上のすべての責任は、乙が負うものとする。

（契約の変更等）

第8条 契約変更をする場合は、甲乙協議のうえ、その変更事項をこの契約書に明記するものとする。また、契約期間の途中において、契約を解除する場合は、双方の合意により解約するものとする。

（その他）

第9条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

甲
住所
氏名 印

乙
住所
氏名 印

農作業依頼シート

依頼日

年 月 日

■ 農業者 記入欄

作業依頼 内容					
注文希望者名					
連絡先	住所	〒			
	TEL	- -	FAX	- -	
作業住所					
作業環境	トイレ	有・無 (無の場合に利用できる場所:)			
希望期間、時間	期間	年 月 日 ~ 月 日	時間	時 分 ~ 時 分	
集合場所					
必要なもの	軍手・ビニール手袋・汚れてもよい服装・熱中症対策・防寒 その他 ()				
希望支払報酬	面積ベース () (面積)	a	×	(単価)	円 = 円
※ 後ほどご相談	時間ベース () (時間)	h	×	(単価)	円 = 円
支払方法	現金・振込		領収書 (現金の場合)	要・不要	

■ コーディネーター 記入欄

部署名			担当名		
TEL	- -		FAX	- -	

■ 事業所 記入欄

事業所施設名			担当名			
連絡先	住所	〒				
	TEL	- -		FAX	- -	
参加予定人数	スタッフ	名	利用者	名		
報酬振込先	金融機関名			支店所名		
心配ごと等						

(農業労働力支援協議会 (公益社団法人日本農業法人協会) 『農業者のための農福連携ガイド』より引用。同協会のWEBサイト「https://hojin.or.jp/agri/post_141.html/」からひな形をダウンロード可能。)

スタート！農福連携

～「農福連携」サポート制度の紹介～

1 まずは体験してみよう（おためしノウフク）

農福連携に取り組みたい時は、まずは「おためしノウフク」から始めてみませんか。

活用できる支援制度を紹介します。

支援制度	問合せ窓口	内容	助成額等	実施主体
農業法人等による障害者の農業体験等の受入支援事業	県担い手・地域営農対策協議会 (事務局：県経営技術課)	障害福祉サービス事業所への農作業委託を検討している農業者が障害者の農業体験を受け入れる場合に、農業者に対し報償費を負担。	農業者：3,400円/時間 ※予算の範囲内で助成額を決定	農業者
農福連携チャレンジほ場の設置	県経営技術課経営体育成係	県が委託料を支払い、以下の取組を行う農業者組織を支援。 ・おためしノウフク ・農福連携研修会の開催 ・農機具等操作訓練	委託料：上限20万円/組織	農業者組織

2 直接雇用における障害者の受け入れについて

障害のある方の雇用体験事業として、県では、「企業による障害者雇用体験事業」を実施しています。

支援制度	問合せ窓口	内容	支給額	要件等
企業による障害者雇用体験事業	各障害者就業・生活支援センター	障害者の雇用経験のない事業所において、短期の雇用体験（最長2週間）を実施する場合に、企業には奨励金、障害者には手当を支給	事業者：障害者1人につき1,000円/日 障害者：3,000円/日	○対象となる企業 ・過去に障害者を雇用した経験がないこと 等 ○対象となる障害者 ・障害者就業・生活支援センターでの相談において、就業意欲が高いと認められること 等

3 機械・施設の整備等について（国の支援策）

農林水産省では、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち農山漁村発イノベーション推進事業・整備事業（農福連携型）という支援制度を設けています。

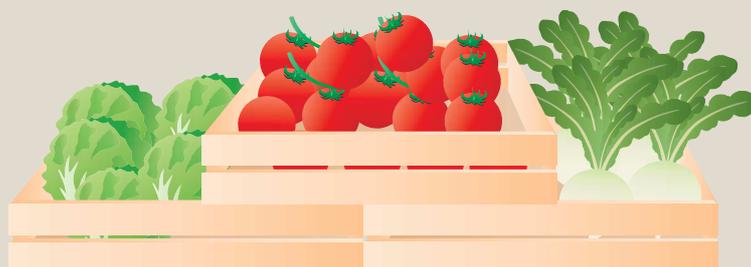
支援制度	問合せ窓口	内容	交付率	事業実施主体	条件等
農村漁村発イノベーション整備事業（農福連携型） ハード事業	九州農政局 農村振興部 都市農村交流課 (TEL:096-211-9111, 内線4766, 4624,4633)	障害者等が作業に携わる生産施設, ユニバーサル農園施設, 安全・衛生面に係る付帯施設等の整備を支援 ※休憩所やトイレ等の整備にも活用可	交付率： 1／2以内 ※整備内容によって上限額あり	農業法人, 社会福祉法人, 民間企業等	整備開始から3年後までに, 整備した生産施設等に従事する障害者等が5名以上増加すること
農山漁村イノベーション推進事業（農福連携支援型のうち農福連携支援事業） ソフト事業	上に同じ	障害者等の農林水産業に関する技術習得, 作業工程のマニュアル化, ユニバーサル農園の運営, 移動式トイレの導入等を支援	交付率： 定額 (上限 150万円 等)	上に同じ	上に同じ

留意点：農山漁村発イノベーション整備事業は、農福連携支援事業（ソフト事業）と原則併せて実施すること。

※詳細は農林水産省Webサイトをご覧ください。

（農林水産省Webサイト：農福連携に関する支援制度

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/sien_seido.html）



4 農業参入についての相談・支援について

県では、障害福祉サービス事業所が農業に参入する際の相談窓口を設置しています。

また、県が設置している「かごしま農業経営・就農支援センター」では、専門家を派遣するなどして、農業参入後の経営戦略の策定や経営改善に向けた支援を行っています。

【県庁相談窓口】

鹿児島県農政部 経営技術課 経営体育成係

所在地：鹿児島市鴨池新町10番1号〔行政庁舎11階〕

電話：099-286-3152

FAX：099-286-5593

Eメール：keieitai@pref.kagoshima.lg.jp（経営体育成係）

【地域振興局・支庁（事務所）相談窓口】 農業技術についての相談はこちらへ！

名称	担当部署	管轄市町村	所在地	電話番号
鹿児島地域振興局	農政普及課	鹿児島市 三島村, 十島村	892-8520 鹿児島市小川町3-56	099-805-7372
	日置市駐在	日置市, いちき串木野市	899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	099-273-3113
南薩地域振興局	農政普及課	枕崎市, 南さつま市, 南九州市	897-0031 南さつま市加世田東本町8-13	0993-52-1346
	指宿市十二町駐在	指宿市	891-0403 指宿市十二町301	0993-22-6422
北薩地域振興局	農政普及課	薩摩川内市	895-8503 薩摩川内市神田町1-22	0996-25-5532
	出水市駐在	阿久根市, 出水市, 長島町	899-0202 出水市昭和町18-18	0996-63-3115
	さつま町駐在	さつま町	895-1811 薩摩郡さつま町虎居704-2	0996-52-4514
始良・伊佐地域振興局	農政普及課	霧島市, 始良市, 湧水町	899-5212 始良市加治木町諏訪町12	0995-63-8215
	伊佐市駐在	伊佐市	895-2511 伊佐市大口里53-1	0995-23-5129
大隅地域振興局	農政普及課	鹿屋市, 垂水市, 東串良町 錦江町, 南大隅町, 肝付町	893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6	0994-52-2142
	曾於畑地かんがい 農業推進センター 農業普及課	曾於市, 志布志市, 大崎町	899-8102 曾於市大隅町岩川5677	099-482-1120
熊毛支庁	農政普及課	西之表市, 中種子町 南種子町	891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-0742
	屋久島事務所 農林普及課	屋久島町	891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	0997-46-2236
大島支庁	農政普及課	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町	894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7450
	徳之島事務所 農業普及課	徳之島町, 天城町, 伊仙町	891-7101 大島郡徳之島町亀津7216	0997-82-0323
	沖永良部事務所 農業普及課	和泊町, 知名町, 与論町	891-9111 大島郡和泊町手々知名134-1	0997-92-0164

【かごしま農業経営・就農支援センター】 ※連絡先は、上記の県庁相談窓口と同じ
 <経営サポート担当> 鹿児島県農政部経営技術課内 農業経営相談コーディネーター

農福連携に関する問合せ先

(一社) かがしま障がい者共同受注センター

農業者と障害福祉サービス事業所の双方の契約の相手方を開拓し、マッチングを支援するとともに、農作業に関する請負契約を締結する際、請負報酬単価や作業内容等、契約内容の決定に向けて農福連携推進専門員（農福連携コーディネーター）が仲介します。

所在地：鹿児島市鴨池新町1番7号〔鹿児島県社会福祉センター4階〕

電話：099-206-5210

FAX：099-250-9358

Eメール：info@kago-selp.jp

鹿児島県庁

【鹿児島県くらし保健福祉部 障害福祉課 施設支援係】

所在地：鹿児島市鴨池新町10番1号〔行政庁舎1階〕

電話：099-286-2749

FAX：099-286-5558

Eメール：s-shisetsu@pref.kagoshima.lg.jp（施設支援係）

【鹿児島県農政部 経営技術課 経営体育成係】

所在地：鹿児島市鴨池新町10番1号〔行政庁舎11階〕

電話：099-286-3152

FAX：099-286-5593

Eメール：keieitai@pref.kagoshima.lg.jp（経営体育成係）

発行：鹿児島県農政部経営技術課

発行日：令和6年3月